

# 亀山市学校教育ビジョン（改訂版）

平成24年3月

亀山市



# 目次

第1章 ビジョンの概要と見直しについて	
(1) 亀山市学校教育ビジョンの趣旨	1
(2) 見直しの経緯	
(3) 見直しの考え方	
第2章 学校教育における現状と課題、今後の方向性	
(1) 「亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育」について	3
(2) 「すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育」について	3
(3) 「子どもの未来を拓く教育環境の整備」について	4
第3章 ビジョンの基本的な考え方	
(1) 基本理念と基本目標	5
(2) 体系	6
(3) リーディング・プロジェクト	7
第4章 亀山市の学校教育の施策	
1. 亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育	9
(1) 「学校づくり」	10
(2) 「子どもの学ぶ力づくり」	11
(3) 「生き方教育」	13
(4) 「多文化共生の教育」	14
(5) 「亀山の文化・歴史や芸術・芸能を活かした教育」	15
(6) 「環境教育」	16
(7) 「情報教育」	17
2. すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育	18
(1) 「すべての子どもの権利を守る教育」	19
(2) 「子どもの学びを支える教育」	20
(3) 「社会性を育てる教育」	22
(4) 「心はずむ体験活動」	23
(5) 「子どもの健康づくり」	24
(6) 「就学前教育」	26
3. 子どもの未来を拓く教育環境の整備	27
(1) 「信頼される学校経営」	28
(2) 「教育支援体制の充実」	29
(3) 「学校施設・環境」	30
(4) 「通学区域の検証と安全確保」	32
(5) 「学校と家庭との連携づくり」	33
(6) 「学校と地域との連携づくり」	34
(7) 「教育機関の連携」	36
第5章 亀山市学校教育ビジョンの推進にあたって	38
参考資料	39

# 第1章 ビジョンの概要と見直しについて

## (1) 亀山市学校教育ビジョンの趣旨

本市においては、今日的な教育課題を持つ亀山市の学校、子どもの姿、地域社会の変化等をふまえて、地域の特性を活かした亀山市らしい学校教育のあり方・方向性を明らかにし、亀山市民や子どもたちの視点に立ったこれからの学校教育の指針を示すため、平成19年3月に「亀山市学校教育ビジョン」を策定しました。このビジョンは、「亀山市総合計画」をはじめ、「亀山市生涯学習計画」「亀山市子育て応援プラン」などの関連計画との整合性を図りつつ、学校教育の視点から、さまざまな分野における施策の方針をまとめたものです。そして、学校内における教育のみならず、学校を取り巻く地域や家庭、企業活動等との連携のあり方を示すものであり、それぞれの活動の場における教育の取り組みの指針となるものです。

本ビジョンの対象とする範囲は、亀山市が主体となって教育を行う幼稚園、小学校、中学校に通う幼児、児童、生徒及びその対象年齢の子どもとします。また、それらの教育と一体的な取り組みを行うことが必要になる就学前の子どもの教育及び市内の高等学校での教育についても、対象に含めるものとします。

また、計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

なお、本ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけています。

## (2) 見直しの経緯

平成20年3月に「学習指導要領」が改訂され、幼稚園では平成21年度より、小学校では平成23年度から全面実施され、中学校では平成24年度から全面実施となっています。また、平成23年3月に「三重県教育ビジョン」が策定され新たな方向性が示されるとともに、平成24年3月に「亀山市総合計画後期基本計画」が策定され、教育に関する内容も大きく見直されることになりました。これらのことを社会情勢の変化ととらえ、亀山市教育ビジョンの見直しを行うことにしました。

ただし、今回のビジョン見直しにあたっては、計画期間が平成19年から28年までの10年間であることから、見直しの範囲を基本理念の確認と整理および具体的方策の一部の見直しにとどめることにします。

## (3) 見直しの考え方

今回の見直しについては、「亀山市教育ビジョン（平成19年3月策定）」の策定から5年が経過したことから、3つの基本目標と20の基本方針に沿って、これまでの現状と課題を整理し、新たに必要な内容や今後の方向性を示します。その際、「学習指導要領（平成20年3月改訂）」をはじめ、「三重県教育ビジョン（平成23年3月策定）」、「亀山市総合計画後期基本計画（平成24年3月策定）」の新たな施策を反映させるとともに、平成19年3月以降新たに作

成された、「亀山っ子市民宣言（平成 20 年 6 月策定）」、「亀山市食育推進・健康増進計画（平成 23 年 3 月策定）」、「亀山市子育て応援プラン後期計画（平成 22 年 3 月策定）」「亀山市文化振興ビジョン（平成 23 年 3 月策定）」「亀山市スポーツ推進計画（平成 24 年 3 月改訂）」等の施策との整合性を図ることにします。

また、本ビジョンは、平成 28 年までの計画であるため、基本理念の整理を行うものの、基本目標及び体系については、考え方を尊重し変更しないものとします。そして、「リーディング・プロジェクト」や「具体的施策」については、新たに必要な内容を一部追加したり、文言の整理をしたりするなど、軽微な見直しに留めるものとします。

## 第2章 学校教育における現状と課題、今後の方向性

### (1) 「亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育」について

- ① 平成19年度に策定した亀山市学校教育ビジョンに基づき、学校は、家庭・地域と結びついた信頼と活力あふれる学校づくりをめざしてきました。地域の実情やニーズを的確に把握し、教育資源を最大限に活かした創造的な教育活動を実施し、より一層地域から信頼される特色ある学校づくりを進めていく必要があります。
- ② すべての子どもたちが平等に学ぶ機会を得られるよう、市独自の支援体制でのきめ細かな指導や支援を行ってきましたが、全国学力・学習状況調査や体力調査等の結果から、学ぶ意欲や学力・体力の低下が課題となっています。今後は、「学習規律の徹底」「授業改善」「学習習慣の確立」の取り組みや読書活動の取り組み、ICT※を効果的に活用した授業や指導方法の工夫、情報モラル教育の推進等により学力向上を図ります。また、家庭の協力を得ながら、子どもたちに変化する社会に対応し主体的に生きていく知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけさせるよう努めます。

### (2) 「すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育」について

- ① 人権尊重の理念に基づく系統的な学習や個を大切にした集団づくりを進め、地域における様々な体験活動や読書活動の推進を通して、社会性や心の育成を図ってきました。青少年期は感性や情緒などが成長する時期にあることから、体験を通じた人権教育や道徳教育の推進を図り、家庭や地域と協力し基本的生活習慣の定着を図るとともに、心の発育を促し、規範意識の向上や問題行動などへの未然防止に努めます。
- ② 人的配置を含めた相談体制や校内体制の充実、関係機関の連携等が図られつつあります。今後は、幼保の一体化に向けた検討と保幼・小・中・高がつながる一貫した支援体制の構築や更なる関係機関との連携、教職員の専門性と指導力の向上を図ります。また、外国につながる児童生徒への日本語指導の充実・学習支援を一層推進します。
- ③ 地域食材を多く使った「かめやまっ子給食※」や、地産地消※の取り組みによる食に対する意識向上を図っています。今後は、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した健康の保持増進や基礎体力づくりに関する取り組み、「亀山市食育推進・健康増進計画」に基づいた地産地消や継続的かつ実効性のある食育指導を推進します。

### (3) 「子どもの未来を拓く教育環境の整備」について

- ① 情報発信や学校評価に組み込み、保護者や地域と連携し教育活動を進めています。今後は、多様な子どもや保護者のニーズに対応するため教職員の意識改革や学校組織体制の充実を進め、学校経営品質向上活動による改善を推進します。また、家庭や地域の教育力の向上や学校区を単位とした地域との協働について継続強化して取

り組みます。

- ② ICT※の導入や学校施設の耐震化やトイレの改修、空調機の設置など学校環境の改善や、地域住民の協力による登下校も含めた学校安全管理体制づくりを進めてきました。今後は、安心安全で快適な学校施設の整備・改修を計画的に進めていく必要があります。また、市立図書館との連携による学校図書館の充実や教職員の危機管理意識や能力の向上、子どもの安全教育を推進します。
- ③ 教育と福祉が連携し多様なニーズに対応した市独自の職員等の配置や校内支援体制づくりが進められ、保幼・小の教職員の連携や研修、園児と児童の交流等を行い、就学前後のスムーズな移行を進めてきました。今後は、子どもたちの健全育成に向け、就学前からの一貫した本市の教育の実現のため、保幼・小・中の教職員の連携や専門性の向上、幼稚園と保育所の一体化の検討を行います。

## 第3章 ビジョンの基本的な考え方

### (1) 基本理念と基本目標

#### 【基本理念】

- 亀山市の自然、歴史・文化や地域のよさ、人とのつながりを大切にし、5万人都市としての特性、個性を活かす教育の実現
- 子どもが確かな学力を身につけ、心身ともに健やかに成長し、自己肯定感を持つことができる教育の推進
- 亀山市の教育の基盤として、子どもが安心して、信頼することができる教育環境の整備

#### 【学校像・子ども像】

『希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち』

#### 【基本目標】

- 基本目標1 亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育
- 基本目標2 すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育
- 基本目標3 子どもの未来を拓く教育環境の整備

掲げた3つの基本目標は、それぞれを単独で取り組むのではなく、互いに関連を持たせながら進めます。

基本目標1と基本目標2はそれぞれの視点を互いに関連させながら、総合的な学校教育の取り組みを進めるとともに、基本目標3は、それらの取り組みを横断的な視点で下支えします。

#### ■ 3つの基本目標の関係性 イメージ図

##### 基本目標1

亀山市の豊かな  
教育資源を活かした  
創造的な教育

##### 基本目標2

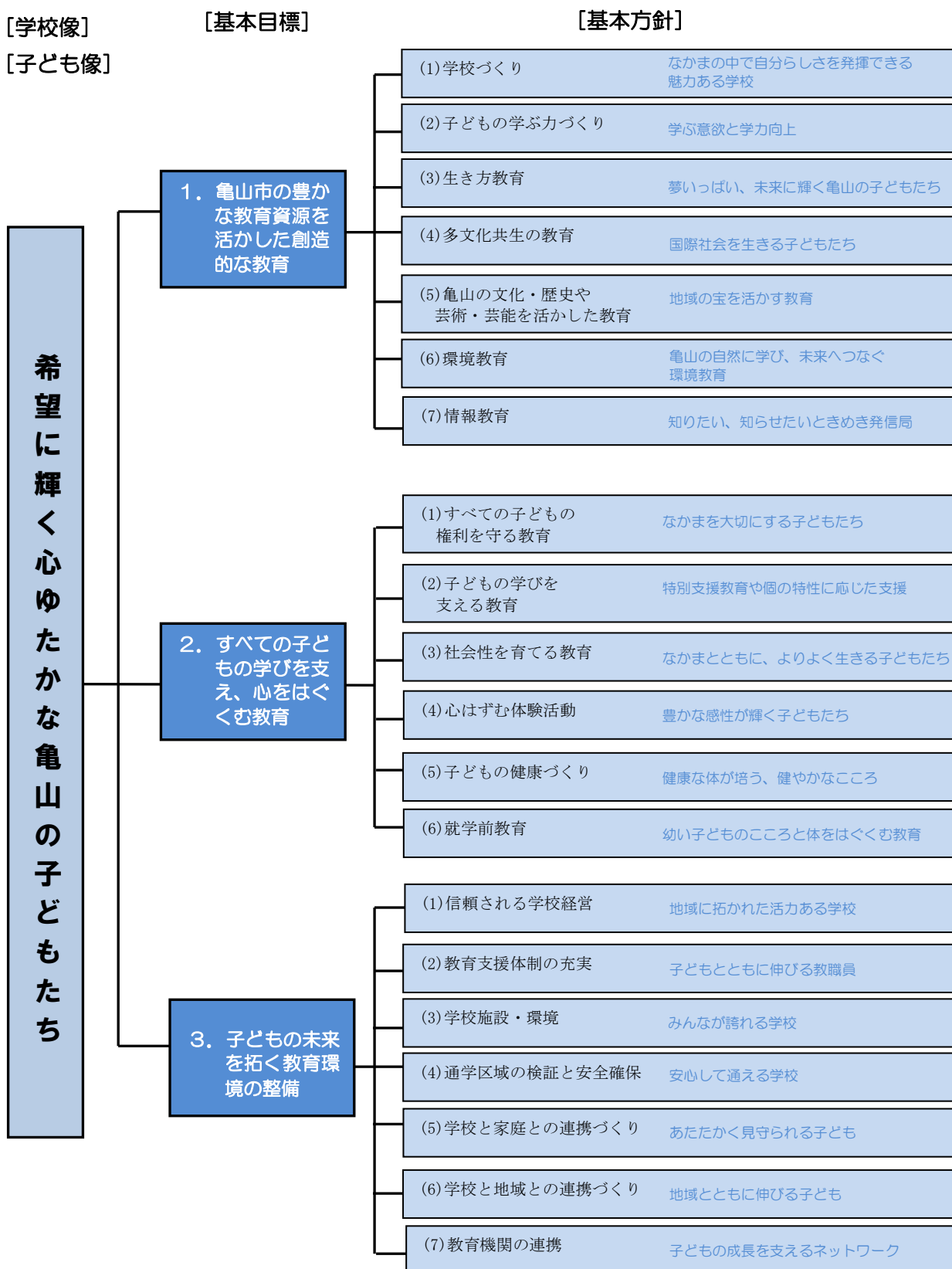
すべての子どもの  
学びを支え、  
心をはぐくむ教育

##### 基本目標3

子どもの未来を拓く教育環境の整備

## (2) 体系

3つの基本目標の実現に向け、基本目標を具体的に進めていくための指針としてそれぞれの「基本方針」を以下のように体系づけ、これらに基づきながら学校教育に関する各施策を進めていきます。





### (3) リーディング・プロジェクト

基本目標及び基本方針に基づきながら学校教育の施策を進めていきますが、亀山市における今後 10 年間の学校教育を総合的に見通したうえで、重点的に進めることが求められる課題の解決に向け実施する取り組みを「リーディング・プロジェクト」（＝亀山市の学校教育の基本理念を基にして各学校が取り組む方向性）として位置づけ、積極的な推進を図っていきます。

#### リーディング・プロジェクト 1 ―― わがまち学びプロジェクト

---

○亀山市の有する自然や歴史・文化、人材など「わがまち」の持つ有形・無形の資源や、農林業などの第一次産業、地域の地場産業・伝統工業、亀山市に立地する先端産業、ユニークな産業などを学校教育活動の資源として最大限に生かし、家庭や地域と連携を深めながら教育の効果を高めていきます。

- 自然・環境――
  - ・森林や河川にふれあう教育
  - ・自然から学ぶ、原体験を大切にしたい体験活動
  - ・環境センターの見学、飼育・栽培等野外活動を取り入れた学習
  - ・生涯環境を大切にする心と実践的態度の育成
- 歴史・文化――
  - ・古代からつながる歴史・文化、生活の中にある歴史・文化を学ぶ教育
  - ・新しい文化を創り出す力を育てる教育
  - ・芸術文化活動から学ぶ教育
- 人権・福祉――
  - ・福祉施設への訪問など地域性を活かした福祉体験活動
  - ・地域の人への聞き取りや生き方に学ぶ学習
- 情報――
  - ・地域との協働によるホームページの開設
  - ・地域エキスパートを招いた授業
- 産業――
  - ・地域の企業、工場などへ子どもが訪問し、実体験することによる体験学習活動、及び学校教育の場への地域の技を持つ匠や技術者、経営者の参加による社会教育
  - ・地場産業や、お茶をはじめとした地元の特産品など、地域に根付いた産業を学習に取り入れた教育
- 食育――
  - ・地域の人とともにやる栽培や収穫・調理等の体験活動
  - ・望ましい食習慣の形成
- 連携――
  - ・PTA など保護者や、教育協議会、コミュニティ・スクール※等の地域コミュニティとのつながりを深めることによる地域が一体となった教育

## リーディング・プロジェクト2——個の学び支援プロジェクト

---

○亀山市のすべての子どもが、それぞれの「個」の特性に応じた形での「学び」を行えるよう、専門機関や地域の人的資源を活用した指導体制や相談体制、教育内容などきめ細かな支援態勢を創り上げ、それらを子ども一人ひとりの学習意欲の向上、確かな学力の定着につなげていくことを目指します。

- 相談体制の確立——
  - ・子ども総合センターを核にした、子ども、保護者などの総合的な相談の体制づくり
  - ・校内の支援体制の充実
- 指導体制の充実——
  - ・少人数教育やチームティーチング※など一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うための体制づくり
  - ・校内研修と各種研修体制の充実
  - ・学力向上のための授業の工夫
- 多文化共生教育——
  - ・国際性豊かな柔軟な教育体制づくり
  - ・さまざまな国や地域の文化や考え方を尊重した多文化共生の学習活動の推進
  - ・地域とともに進める多文化共生の教育
- 生き方教育——
  - ・夢や展望を持ち、自分の将来や生き方を考え続けられるような計画的なキャリア教育※の推進
- 基礎学力向上——
  - ・地域学習ボランティアの活用によるきめ細かな指導
  - ・体験的、問題解決的な学習による基礎・基本の定着
- 健康教育——
  - ・地域との連携による体育活動の多様な展開
  - ・体力の向上に向けた継続した学習活動
- 読書の推進——
  - ・朝の読書や地域ボランティアの読み聞かせ、かめやましファミリー読書リレー※等による多様な読書活動の推進
  - ・学習情報センターとしての学校図書館の充実

## 第4章 亀山市の学校教育の施策

### 1. 亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育

#### (1) 「学校づくり」

なかまの中で自分らしさを  
発揮できる魅力ある学校

- ①魅力ある個性を持った学校づくり
- ②亀山のみんなが誇れる学校づくり

#### (2) 「子どもの学ぶ力づくり」

学ぶ意欲と学力の向上

- ①子どもの学習意欲の高まり
- ②子ども一人ひとりの学習ニーズへの対応
- ③確かな学力の育成

#### (3) 「生き方教育」

夢いっぱい、未来に輝く  
亀山の子どもたち

- ①子どもの「生きる力」づくり
- ②自らの人生の歩み方の学習
- ③子どもの豊かな人生観、社会観づくり

#### (4) 「多文化共生の教育」

国際化社会を生きる子どもたち

- ①多文化共生の意識づくり
- ②子どもの国際感覚を育てる学習

#### (5) 「亀山の文化・歴史や芸術・ 芸能を活かした教育」

地域の宝を活かす教育

- ①亀山の文化や歴史を活かした学習
- ②地域資源を活かした子どもの芸術・芸能活動

#### (6) 「環境教育」

亀山の自然に学び、  
未来へつなぐ環境教育

- ①地域の自然を愛する子どもづくり
- ②子どもの地球環境への意識づくり

#### (7) 「情報教育」

知りたい、知らせたい  
ときめき発信局

- ①子どもの「知りたい」を支える教育
- ②さまざまな場面での情報リテラシーづくり
- ③情報社会に対応した活動を支える学習

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
学校評価アンケートにおける授業理解度について (肯定的な回答をした児童・生徒の割合)	【小学生】87% 【中学生】73%	【小学生】92% 【中学生】78%

## (1) 「学校づくり」

### なかまの中で自分らしさを発揮できる魅力ある学校

#### ①魅力ある個性を持った学校づくり

- 学校は、子ども一人ひとりが健やかな心をはぐくみ一人の人として豊かな人格形成を成す場です。そのために、子ども一人ひとりの人権が尊重され、なかまとともによく学びよく遊び、毎日を楽しく過ごすことができる魅力ある学校づくりを進めます。また、教育課程や予算などについて学校裁量の拡大を図り、各校が子どもの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育を展開し、自主的、自立的な学校運営ができるように努めます。
- 子どもに充実した学習指導を行うため、学校教育のソフト、ハードの両面における総合的な取り組みを進め、学校力※の向上を図ります。個性あるカリキュラムをつくり、魅力ある教職員が、魅力ある授業を展開し、魅力ある学校の創造に努めます。

#### ②亀山のみんなが誇れる学校づくり

- 市内のそれぞれの学校は、自然、歴史・文化、地域社会条件の特性やこれまではぐくんできた学校の文化や歴史など独自の個性を有しております。これら、地域の豊かな教育資源を活かし、地域の住民とともに学校を創造し、地域に根ざした“地域のなかの学校”になることを目指します。
- 各校が取り組んでいる特色ある学校づくりは重要であり、この取り組みを進めることで学校を活性化し、そのことが地域を活性化すると考えます。今後も各学校の有する特性や地域性、また、各校の教育協議会や地域コミュニティなどの組織や人的環境を最大限に活用し、特色を持った学校づくりを一層進めます。
- すべての教育活動において子どもの人権を大切にし、少人数教育や特別支援教育等のきめ細かで行きとどいた教育の充実に向けて取り組みを進めており、今後もさらに子ども一人ひとりを大事にし、多面にわたり指導支援していく体制を核にして学校づくりを進めます。そして、これまで「亀山市」に住んできた人、新たに住む人はもちろん、「亀山市」に職域を持つ人など、「亀山市」に集まるさまざまな人たちが、「通いたい」「通わせたい」と思うような亀山市として誇れる学校の実現を目指します。

## (2) 「子どもの学ぶ力づくり」 学ぶ意欲と学力の向上

### ①子どもの学習意欲の高まり

- 子ども一人ひとりに、自分の持っている力や知識を使って課題に取り組もうとする探究的な態度と創造的な能力を身につけさせるため、自発的・創造的な学習態度や資質・能力の育成を図ります。
- 自らの力で課題を探究し結論を導くことができたという達成感・満足感や、自主的に学ぶことの楽しさ等を経験させ、子どもの持続的な学習意欲が向上するような指導に努めます。
- 子どもが学習におけるきまりを守り、協力しあって学習する機会を設けることにより、ともに高まりあうとともに、協力することの大切さ、多様な考え方を認めあう大切さを学ばせ、協調性や集団への適応力を養います。
- 学校図書館を中心とした読書環境の充実により、子どもたちが多様な図書に触れ、学習意欲を向上させるとともに、学力の基盤となる読解力や言語力を高めるよう努めます。

### ②子ども一人ひとりの学習ニーズへの対応

- 子ども一人ひとりの学習実態や興味・関心、個性・能力などに応じながら、ゆとりを持って学習に臨めるプログラムの実現を図ります。
- 一斉指導や個別指導、グループ指導などさまざまな学習形態や、少人数指導・チームティーチング※等一人ひとりの子どもに目が行き届くきめ細かな指導体制を学習の状況に応じ、効果的に取り入れ、子ども一人ひとりの学ぶ喜びをはぐくみながら学力の定着や向上を確かなものにします。そのための学習支援スタッフの充実として、学校内の教職員だけでなく、地域の学習ボランティアの活用も進めます。
- それぞれの子どもの学習状況に応じ、きめ細かな指導を行うとともに、それから得たそれぞれの学習評価をさらに指導に活かすことにより子どもの学ぶ意欲を高める学習指導のサイクルの実現を図ります。
- 子ども一人ひとりの学習到達度や学習意欲の志向に応じた学習指導を行うため、学力調査等を通じ、学力がどの程度身につけているのかを把握・検証し、教育課程や指導方法の工夫改善を図ります。

### ③確かな学力の育成

- 多様な体験的、問題解決的な学習活動を通して、基礎・基本を確実に定着させるとともに、子どもが学ぶ楽しさや成就感、達成感を得られるようにし、学ぶことの意義を自覚させます。また、自ら適切な学習目標を設定し、学び方やものの考え方を身につけることのできるよう、授業内容の改善、教材の選択、課題提示の仕方等を工夫し、学習習慣の確立を目指します。

- 子ども一人ひとりの個性をはぐくむとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、社会の変化に対応できる「生きてはたらく学力」を育成するための学習の充実を推進します。
- 思考力・判断力・表現力を育成するため、自分の学んだことや考えたこと、感じたことなどを、相手の立場や考えに配慮しつつ、分かりやすく論理的に説明したり、適切に文章に書いたりする表現力と、相手が伝えたいことを正確に把握する理解力等言語活動を積極的に取り入れ、子どものコミュニケーション能力づくりに努めます。
- 子どもの心と人間関係をはぐくみながら、相手との間のとり方や話題の選び方、状況に応じた話し方、聞き上手な応答の仕方など、言語による表現のみならず、身ぶり手ぶり、表情など身体による表現も含めたさまざまな対人関係スキルの習得を図ります。
- 理数教育を充実させるため、小中学校の内容の系統性を重視するとともに、自然界や社会の事象に対する素朴な疑問や好奇心を大切にし、自然・社会に潜む原理や法則に対する感動などを得られるよう、観察・実験のあり方を工夫したり、自然に触れる機会を増やしたりするなど、子どもの科学的な素養の獲得に向けた探究的な学習や自然体験学習の充実を努めます。そのためには、例えば、地域の高等学校や企業のエキスパートをゲストティーチャーに招いたり、高校生との交流学习を進めたりするなど多様な学習活動が考えられます。また、
- 描きたい、歌いたい等の子どもの内的欲求を引き出し満たし、伸ばしていくことは、子どもの自己表現力をはぐくみ、自己実現を成すうえで大切なことです。感性を磨くさまざまな表現活動は、豊かな人間性を養ううえで欠かせない要因であると考えます。知と感性の両面から学習を深め、子どもの学力を確かなものにしていきます。

### (3) 「生き方教育」

#### 夢いっぱい、未来に輝く亀山の子どもたち

##### ①子どもの生きるための「力」づくり

- 教師の指導や支援、友だちからのアドバイスを得ながら、自分で考え、自分で判断し、自分で表現する力や問題を解決し自分で道を切り拓いていく力など、自らの人生を生きるための「力」を身につけていくための取り組みを生活と学習の両面から進めます。

##### ②自らの人生の歩み方の学習

- 子ども自らが自己の個性を理解して、将来の生き方や進路について考え、勤労の尊さを理解するとともに、一人ひとりが自分のあり方や生き方を見つめ直し、望ましい勤労観や職業観を身につけ、常に将来への夢や展望をもち続けられるよう幼児期から計画的にキャリア教育を推進します。
- 自分の将来を見つめながら、主体的に集団や社会のなかで自己を活かそうとする態度や能力をはぐくむために、地域における職場見学や職場体験、男女共同参画の学習、親・保護者の労働をみる等の系統的な体験活動を充実します。

##### ③子どもの豊かな人生観、社会観づくり

- 体験学習やボランティア活動などの社会活動を通して、子ども一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、互いが支えあう社会のしくみを考えるとともに、社会に貢献する意識づくりを進めます。
- 人が生きていくうえで、生命が世代から世代へと受け継がれていくことや「子育て」についての理解を深めるなど、自らの生き方を考えるうえでの家族観や家庭観づくりの学習を推進します。

## (4) 「多文化共生の教育」 国際化社会を生きる子どもたち

### ①多文化共生の意識づくり

- 外国語に触れたり、外国の人々や海外居住経験者等との交流を深めたり、また、外国の生活や文化を知る機会を設けたりするなどのさまざまな学習活動を積極的に取り入れることにより、さまざまな国や地域の文化や考え方を尊重し、共生していくことのできる子どもの育成を図ります。
- 地域に在住する外国の人々とのふれあいを通して、国際理解の推進を図るとともに、外国の子どもの海外での生活体験、外国語能力などを活かし、日本の子どもとの相互啓発を図りながら、多文化共生の学習活動を進めます。また、このような学習のなかから広い視野に立った平和教育を推進します。
- 外国につながる子どもたちのアイデンティティを尊重し、多様な価値観を認めあい、ともに学びあう学習権を保障します。

### ②子どもの国際感覚を育てる学習

- これからの国際社会を生きる子どもたちには、世界の人々と協調し、国際交流などを積極的に行っていけるような資質や能力が求められます。国際的な諸問題に対する認識を深め、国際的なものの見方や行動力を身につけた国際感覚豊かな子どもの育成に努めます。そのために、さまざまな国の人々とのふれあい交流活動による国際理解を深めるための取り組みを進めたり、地域の関係諸団体の活動に学んだりしながら、国際社会に対応できる資質や能力を育てる学習を進めます。
- 中学校でのALT※を活用した外国語習得とともに、幼稚園・小学校の段階から、ALTによる活動を取り入れたり、地域に住む外国の人々等の協力を得たりしながら世界で広く使われている英語に親しむ取り組みを推進します。



## (5) 「亀山の文化・歴史や芸術・芸能を活かした教育」 地域の宝を活かす教育

### ①亀山の文化や歴史を活かした学習

- 学校の教育活動のさまざまな場面で、亀山市の良さや自分たちの地域の特性を調べたり、旧東海道や宿場町の町並みをはじめ、郷土の偉人など自分たちのまちの文化や歴史について、子どもが主体的に学んだりする活動を積極的に取り入れます。
- 地域の歴史や伝統的文化を保存・継承していくとともに、そこから新たなものを学び、新しい文化を生み出す力を持った子どもを育てる教育の推進に努めます。
- 地域の産業や文化活動に携わる人をはじめ、高度な知識・技術や幅広い経験を持つ人など、地域に住むさまざまな人々の協力を得ながら、それぞれの生き方に触れる学習を推進します。
- 市内それぞれの学校が地域と連携して、地域の歴史、文化、産業などを取り入れた独自の教材を開発するとともに、開発した教材が他の学校でも活用できるよう、情報の共有化を推進します。
- 地域独自の伝統工芸品や特産物などに身近に触れるとともに、子ども自身が実際にそれらをつくってみる「ものづくり体験」を通じた学習を進めます。

### ②地域資源を活かした子どもの芸術・芸能活動

- 文化・芸術的な活動、芸能活動を行っている人たちなどを活かして、子どもの豊かな自己表現力をはぐくむための教育を進めます。



## (6) 「環境教育」—— 亀山の自然に学び、未来へつなぐ 環境教育

### ①地域の自然を愛する子どもづくり

- 地域の山や川などの豊かな自然のなかでの原体験や亀山に生息する動植物とのふれあいを通じ、自然に学び、自然を愛し、自然を守り育てていこうとする意識を持った子どもづくりに努めます。

### ②子どもの地球環境への意識づくり

- 環境問題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、身近な自然や地域社会のなかでのさまざまな体験活動を通して、環境を大切にすることを学び、よりよい環境の創造に積極的に取り組む実践的態度を育成し、地球規模での環境意識づくりを進めます。
- 自然体験学習の機会を多く持ち、子どものみずみずしい感受性を刺激し、発見のなかから好奇心を育て、創造力の基礎をつくることを大切にします。
- 体験活動など多様な活動プログラムを実施し、大自然の摂理や自然保護の大切さを体験的に学ぶとともに、自然の材料を素材にしたものづくりを通して、先人の生活の工夫を学ばせる活動を展開し、環境について学ぶ機会の充実を図ります。また、行政が一体となり、民間団体とも協力連携し、自然体験学習のネットワークづくりを進めます。
- 学校での学習、生活体験をもとにして、自然環境の保全、環境美化や環境保護に向けて、進んで行動する態度や意識を育てます。豊かな自然体験を重ねることで環境の変化を敏感に察知し、環境に主体的に働きかけることができると考えます。そのために、例えば、鈴鹿峠自然の家でのキャンプ・天体観測・自然探索や里山公園での自然観察など生涯学習施設の利用や体験学習を重視して、環境と体験が一体となった取り組みを進めます。

## (7)「情報教育」—— 知りたい、知らせたい

### ①子どもの「知りたい」を支える教育

- 子どもが「知りたいこと」を、図書や新聞からはもとよりコンピュータ等の情報機器やインターネットなど目的にあったメディアを使い、必要な情報を選び、主体的に活用する能力を育成するとともに、自己の表現とコミュニケーション能力の育成を図ります。そのためには、パソコン教室だけでなく学習情報センターとしての学校図書館の施設・設備の充実を図るとともに資料の検索や収集などの学習活動を適切に支援する図書館ボランティアの導入を進めます。また、各学校のホームページや通信等による発信が、地域との協働によって子どもを主体としたときめき発信局となるよう努めます。
- 子どもの学習活動において、知りたいという気持ちを大切に、「もっと調べたい」、「もっとやってみたい」と思う心がより膨らむように授業にICT※を活用し、子どもの学習意欲と問題解決能力を高める学習を進めます。
- 子どもが本に触れ、読書に親しむ機会をより多くつくとともに、生涯本に親しむ態度を育て、知る喜びを生きる糧にできるよう、望ましい読書習慣を身につけるための指導を充実します。そのためには、地域ボランティア等による読み聞かせやブックトーク※、かめやましファミリー読書リレー※の取り組みや読書の時間のカリキュラムへの位置づけ等、市立図書館と連携したネットワーク構築により、学校図書館の機能充実を図ります。

### ②さまざまな場面での情報リテラシー※づくり

- 子どものまわりにあふれる情報のなかから、課題や目的に応じた情報を適切に読みとり、使いこなす「情報リテラシー※能力」の育成に努めます。基本的な操作については、着実に身につくように発達段階に応じた計画的、系統的な指導を行います。
- 子どもが情報に埋没することなく、情報を主体的に収集・判断・処理するために必要なメディアの特性や知識、受け手の状況や気持ちなどを理解する力、表現・創造・発信・伝達できる能力を身につけるための学習を進めます。

### ③情報社会に対応した活動を支える学習

- コンピュータや情報通信ネットワークなどを利用する際の必要なルールやマナー、情報を扱うときに生じる問題や責任、情報社会において適正な活動を行うための考え方や態度など情報モラルについて情報教育や道徳教育のなかで指導します。
- 情報社会が進むなかで危惧されている子どもたちの人間関係の希薄化や生活体験・自然体験の不足、心身の健康に対する影響などについても充分考慮しバランスよく指導していきます。

## 2. すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育

- |   |  |
|---|--|
| <p>(1) 「すべての子どもの権利を守る教育」<br/>なかまを大切に子どもたち</p>   | <p>①すべての子どもの権利が保障される学校づくり<br/>②学級・学校における人間関係づくり<br/>③日常生活のなかからの人権意識づくり</p>                           |
| <p>(2) 「子どもの学びを支える教育」<br/>特別支援教育や個の特性に応じた支援</p> | <p>①すべての子どもたちの学びを支える取り組み<br/>②個の特性に合わせた教育体制づくり<br/>③子どもの育ちを見守り続ける教育体制づくり<br/>④ともに生きようとする地域の体制づくり</p> |
| <p>(3) 「社会性を育てる教育」<br/>なかまとともによりよく生きる子どもたち</p>  | <p>①命を大切にし、あたたかく思いやりのある心の育成<br/>②道徳性を養い高める教育<br/>③コミュニケーション能力の育成</p>                                 |
| <p>(4) 「心はずむ体験活動」<br/>豊かな感性が輝く子どもたち</p>         | <p>①感動できる場の設定<br/>②子どもたちへの活動支援</p>   |
| <p>(5) 「子どもの健康づくり」<br/>健康な体が培う、健やかなこころ</p>      | <p>①ゆたかな心を生み出す健康づくり<br/>②体育活動の多様な展開<br/>③命をはぐくむ食の教育<br/>④命の大切さを学ぶ学習</p>                              |
| <p>(6) 「就学前教育」<br/>幼い子どものこころと体をはぐくむ教育</p>       | <p>①子どもの遊びや生活を豊かにする教育<br/>②あらゆる幼児の学びの支援<br/>③就学前教育と小学校とのスムーズなつながり</p>                                |

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
学校評価アンケートにおける学校生活満足度について (肯定的な回答をした児童・生徒の割合)	【小中学生】88%	【小中学生】90%

# (1) 「すべての子どもの権利を守る教育」 なかまを大切に作る子どもたち

## ①すべての子どもの権利が保障される学校づくり

- 生命の尊厳や人権尊重の理念に基づく学習を通して、一人ひとりの違いが個性として認められ、かつ尊重されるとともに、人と人が豊かに共生していくことの大切さを学ぶことのできる学校づくりを推進します。
- すべての子どもが安心していきいきと活動でき、だれもが大切にされる学校を実現するため、教職員一人ひとりの高い意識づくりに努めます。また、保護者や地域の力も動員して、みんなが共通理解を図りながら具体的な目標を持った取り組みを推進します。
- 子どもが身体的虐待や心理的虐待などの児童虐待をはじめ、あらゆる形態の差別や暴力を、学校や家庭において受けたり、そのような事象から放置されたりすることがないように、教育関係者や保護者の間での情報共有を図りながら体制づくりや環境づくりに努めます。

## ②学級・学校における人間関係づくり

- 道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び、特別活動において子どもたちの発達段階を考慮し、善悪の判断や規範意識の育成に努めます。
- 自分を認めるとともに他人を認めることができ、安心と信頼に基づいたなかま関係を築いていくことのできる、子どもの態度・意識の育成に努めます。また、あらゆる形態の差別や暴力を「しない」「させない」という心の育成に努めます。
- 子どもが互いの個性や違いを認めあい、安心して生活ができるよう、さまざまな手法や客観的なデータ、指標などを取り入れながら、学年・学級づくりを推進します。

## ③日常生活のなかからの人権意識づくり

- 道徳教育や特別活動などを中心にしながら、日々の教育活動すべてを通して、日常生活のなかでの差別を的確に見抜く力や、それを許さない心を育てます。また、互いの人権を尊重し、差別をなくす態度や行動が実践される人権教育を行います。
- 人権に対する感覚を磨きあい常に人権を尊重できるような教職員を目指すとともに、学校だけでなく家庭や地域とも協働して人権尊重のまちづくりを進めます。
- 学校教育のあらゆる場面において人権意識に配慮する取り組みを進めるとともに、人権週間をはじめとしたさまざまな機会を設けて、人権に関心を持たせる活動の推進を図ります。

## (2) 「子どもの学びを支える教育」 特別支援教育や個の特性に応じた支援

### ①すべての子どもたちの学びを支える取り組み

- 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた個別の支援計画の策定とそれに基づく自立支援を適切に行います。特に、教職員などの充足と指導の向上、学校施設のバリアフリー化を進めます。
- LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等、通常の学級に在籍しながらも特別に支援を必要とする子どもに対する指導の充実とインクルーシブ教育※の推進を図るため、その実態を把握するとともに、指導方法の研究を進め、教職員の専門性を高めます。また、教育関係者や保護者等に対して幅広い理解啓発に努めます。
- 学校不適応・不登校等の学校になじめない子ども等が学校復帰を目指す取り組みを進めるため、適応指導教室等の通級体制や、子どもの成長段階・置かれている状況・特性に応じたカウンセリング活動の実施など、校内体制の充実とともに、専門機関や地域とのネットワーク体制の整備を図ります。また、小1プロブレム※や中1ギャップ※等の問題についても、保幼小中の連携を深め、未然防止に努めます。
- いじめ問題をはじめ不登校、家族・友人関係等で悩む子どもへの支援を進めるとともに、子育てで悩む保護者の不安を和らげるための相談窓口の充実を図ります。
- 外国につながる子どもの学力や、日本語能力、科目選択希望等に柔軟に対応できるカリキュラムや通訳の配置など、受け入れ態勢の充実を図ります。また、日本語教育支援体制の充実のため、日本人教員を対象に日本語の効果的な指導法を習得するための研修を推進します。

### ②個の特性に合わせた教育体制づくり

- 個の特性に応じた指導を行うため、学校の教職員全体の協力体制を整えるとともに、教職員の対応能力や専門性の向上を図る研修機会の充実に努めます。
- 教職員と子どもとの人間的なふれあいをより一層深めるとともに、問題行動の未然防止や迅速な解決を図る校内指導体制の確立に努めます。
- 子ども総合センターとの連携において、これまで行ってきた巡回訪問、事例検討会、研修会、保護者講演会等を通し、子どもの状況に応じたきめ細かな対応について、それぞれの指導力を高め、体制の充実発展に努めます。
- 教育・福祉・医療機関との連絡調整役としての特別支援教育コーディネーターについて、協力や助力を得られる人材や、連携すべき機関等について熟知し、各種障害についての基本的知識などを持った人材の登用及び養成を推進します。

### ③子どもの育ちを見守り続ける教育体制づくり

- 子どもの特別な教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うため、子ども総合センターや特別支援学校等との連携を密にするなど相談支援体制の充実による、きめ細かな就学指導を推進

します。

- 多様化する子どもの悩みや不安に対応するために、臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの各学校への配置などに努めます。
- 保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携し、個別の指導計画（支援計画）の活用を図り、教育関係者間での情報共有に努めます。
- 不登校の子どもを中学校卒業後も見守り支援するために、青少年総合支援センターや子ども総合センターとの連携に努めます。

#### ④ともに生きようとする地域の体制づくり

- 障がいの有無や外国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域社会の一員として、生涯にわたって豊かに生きることができるよう、社会教育と連携しながら地域への啓発を図ります。また、さまざまな人々の多様な交流を展開し、地域のなかでともに生活するための基盤づくりに努めます。
- 福祉、医療、関係部署と連携し、在学時から卒業後の就労支援、生活支援及び進路保障などの充実に努めます。



### (3) 「社会性を育てる教育」 なかまとともにによりよく生きる子どもたち

#### ①命を大切にし、あたたかく思いやりのある心の育成

- 社会生活を営むうえで、自分のまわりの自然や生きものの命を大切にしようとする心を育てる学習を推進します。そのために、飼育・栽培活動や生命尊重にかかわる多様な取り組みを行います。
- 人と人との信頼や絆、友情を大切にすることができ、あたたかく思いやりのある心を持った子どもをはぐくむ教育を推進します。
- 家庭や地域社会における子どもと高齢者とのふれあい交流活動や、高齢者のためのボランティア活動等を通して、高齢者を敬い、大切にしようとする心を育てます。
- 地域性を活かした体験活動を通して、さまざまな人たちとともに生きることを学びながら思いやりの心、助けあいの心で福祉活動に参加していく心を育てる教育を推進します。

#### ②道徳性を養い高める教育

- 礼儀正しくする、思いやり的心を持つ、正義感を養うなどの基本的な生活習慣の育成を図るため、指導計画に基づいた道徳教育を進めます。また、学校教育のあらゆる場面や、地域での体験活動や・あいさつ運動など「亀山っ子」市民宣言※を大切にした地域と一体となった取り組みを通して、子どもの道徳性を養い高めます。
- 社会生活を送るうえでのマナーを身につけ、ルールを守る心を育てるなど、子どもの規範意識の向上を図ります。

#### ③コミュニケーション能力の育成

- 学級活動などの特別活動だけでなく、教科学習も含めた学校教育活動のさまざまな場面において、自分の気持ちを伝えあうコミュニケーション能力・技術の習得を推進します。
- 相手の立場に立ってものごとを考え、気持ちを正しく受けとめる心をはぐくむとともに、豊かな人間関係を身につける教育活動を行います。



## (4) 「心はずむ体験活動」 豊かな感性が輝く子どもたち

### ①感動できる場の設定

- 地域の自然を野外の学びの場として積極的に活用するほか、幼児、高齢者、障害のある人々などとのふれあいや社会参加などの体験活動を通して、感動を生み出す教育活動の工夫・創出に努めます。
- ボランティア活動や体験活動を通して、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念など、子どもの内面に根ざした心の育成に努めます。
- 職場体験や総合的な学習の時間など、体験活動における諸活動を通して、社会の一員としての基本的なモラルや社会生活のルールを子どもが習得できる学習を展開します。
- 子どもが、地域の自然を理解し保全改善する活動や福祉施設等への訪問などの実体験を通して、学校や地域に根ざしたボランティア活動への理解を深め、活動への意欲を醸成できるよう努めるとともに、進んで人々や社会のために貢献しようとする心や態度をはぐくみます。

### ②子どもたちへの活動支援

- 自らの生き方を考え、目的意識を持った進路選択ができるよう、働いている人や夢の実現に向けて学ぶ先輩や地域の先人の話を聞く機会等を設けます。
- 地域の事業所などの協力を得ながら、学校と地域が一体となった職場体験学習を実施することにより、社会の一員としてのあり方や望ましい勤労観・職業観を育成します。
- 豊かな人間形成や情操を培うため、子どもが本に親しむ習慣を身につけるよう読書活動等の積極的な推進を図ります。
- 音楽・美術・工芸・書道など、優れた芸術文化に直に触れることのできる機会を数多く設定するとともに、子どもにかかわる各種団体との幅広い連携活動などを通して、子どもの豊かな情操や感性、創造的な表現や鑑賞の能力、生涯にわたり芸術を愛好する心をはぐくみます。
- 子どもの創造的な活動を活性化させ時代に即した豊かな感性をはぐくむため、授業や文化部等において多様な活動を展開するとともに、これらの活動に必要な教職員の研修や情報交換の場を増やすなど活動環境の整備に努めます。
- 豊かな人間性や創造性をはぐくむ文化的な行事、学校周辺の清掃や施設訪問などの社会奉仕的な行事、健康維持と体力増進のための行事、遠足や修学旅行などにより平素と異なる生活環境で自然や文化に親しみながら学校外での集団生活のあり方などを学ぶ行事など、学校や子どもの実態をふまえ、地域と連携し、特色ある学校行事を充実します。

## (5) 「子どもの健康づくり」 健康な体が培う、健やかなところ

### ①ゆたかな心を生み出す健康づくり

- 生涯にわたって健康増進を図り、健全な身体を保つことのできる実践的能力を養う教育活動を展開します。また、家庭との連携を図りながら、学校保健委員会を活用し、心身の健康の基礎となる規則正しい生活習慣づくりへの指導を推進します。
- アレルギーや感染症対策、飲酒や喫煙の防止等を含め子どもの健康の保持増進を図るとともに、特に心と体の健康に関する今日的課題に対応した教育を推進するため、養護教諭の有する知識や技能の専門性を教科指導に活用し、学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。

### ②体育活動の多様な展開

- 子どもが運動やスポーツの楽しさ・喜びを体験し、生涯にわたり自主的・自発的に運動やスポーツに取り組める資質や能力の育成を図ります。
- 運動の楽しさや喜びを味わいながら運動技能を高めることができる授業を展開します。
- 体育の授業はもとより、学校の内外で行われるさまざまな学校行事など学校生活全般を通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ子どもの育成に努め、体力の現状の把握と向上を目指します。
- 運動部活動や家庭・地域でのスポーツ活動への参加を一層促すとともに、家庭や地域社会と連携を図りながら、日常生活においても子どもが自ら運動する習慣を身につけるよう親子や地域で取り組むスポーツ等の機会づくりに努めます。
- 学校における運動部活動の活性化のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう指導者の資質向上を図るとともに、外部指導者を積極的に活用するなど地域との連携を促進します。

### ③命をはぐくむ食の教育

- 子どもの健康を増進するため、家庭と連携しながら健康な身体づくりの基本となる「食育」を計画的・系統的に推進し、望ましい食習慣の形成に努めます。
- 地域の文化や風土のなかで生まれた地元の食材を活かした、郷土色豊かな学校給食（「かめやまっ子」給食※）を積極的に取り入れ、学校給食の地産地消化を進めます。米や野菜などの栽培や収穫を体験したり、それらを食したりすることを通して、郷土への愛着をはぐくみ、地域の食文化の担い手を育成します。
- 家庭との連携を持った児童期からの「食育」に関する指導を充実し、生涯を通じた健康な体をつくるための食習慣の形成に努めます。

#### ④命の大切さを学ぶ学習

- 子どもの学校内外での生命の安全を確保するための知識や技能をはぐくむため、自らの安全は自ら守ろうとする意識や、生活安全に関する知識や技能をはぐくむ教育の充実に努めます。

## (6) 「就学前教育」 幼い子どもの心と体をはぐくむ教育

### ①子どもの遊びや生活を豊かにする教育

- 就学前の子どもが心を躍らせる豊かな生活体験が得られるよう、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携を促進・強化するとともに、家庭や地域社会と連携しながら、地域の自然環境や社会環境などを積極的に活用した、教育の創造に努めます。
- 就学前の子どもが、それぞれの興味や関心に基づいて多様な体験を積み重ねることができる教育活動を展開し、感動や思いを素直に受けとめることができる子どもの育成に努めます。
- 就学前の子ども一人ひとりの発達の特性に応じた教育の推進を図ります。
- 身近な公園や野原・里山などでの自然体験、動植物の飼育・栽培活動など、幼いころからの豊かな体験活動を通して、生命の大切さや自然に感動する心や感情をはぐくみます。
- ささまざまな人とふれあう喜びを味わいながらゆたかな心をはぐくめるよう、世代間交流として未就園児や高齢者を含めた地域の人や小学校、中学校、高等学校との連携を推進します。

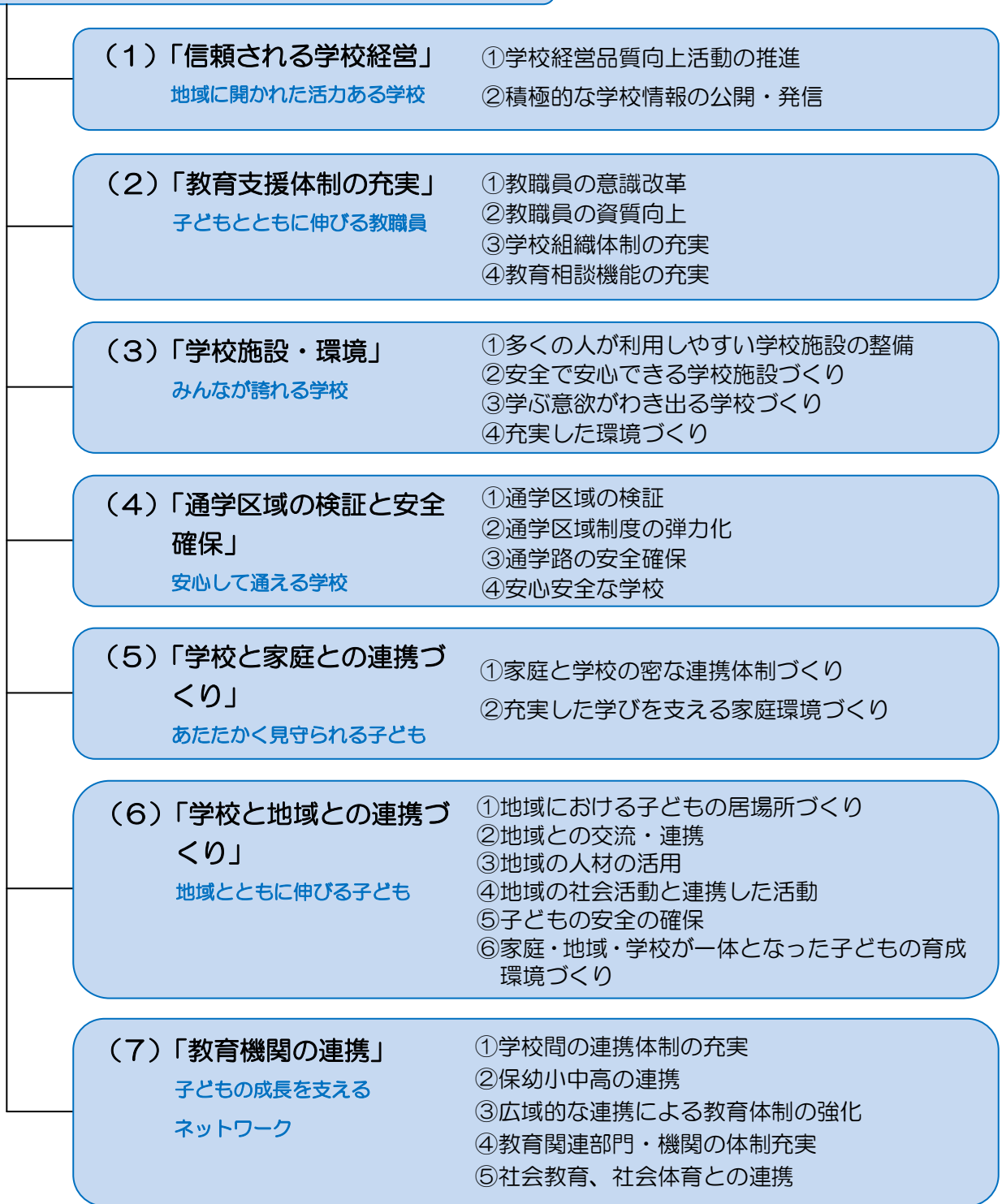
### ②あらゆる幼児の学びの支援

- 発達に応じた幼児教育の場としてふさわしい教育環境の整備を進めるとともに、教育内容について幼稚園と保育所の一体化の検討を進めます。また、幼稚園での幼児教育のみならず、家庭や社会の多様なニーズに対応した幼児の学びを支える取り組みを推進するため、相談窓口の拡充のほか、保育所や家庭、地域社会との連携強化を進めます。
- 幼児が遊びのなかで身につけていくべき社会性、情操、感性、言語の力や健康な体づくりなどについて、着実に習得できるよう環境整備を支援し、主体的に「遊べる子ども」を育てる教育を推進します。

### ③就学前教育と小学校とのスムーズなつながり

- 就学前教育から小学校教育への円滑な移行を目指し、就学前の子どもと小学校児童との積極的な交流活動を通して小学校との連携を推進し、教職員どうしのつながりも深めます。
- 幼稚園教員や保育所保育士、小学校教員が互いに研修会に参加しあうことにより、亀山市における子どもの学びの現状や課題について情報交換を行い、相互理解を深めるよう努めます。

### 3. 子どもの未来を拓く教育環境の整備



成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
コミュニティスクール（学校運営協議会）等の実施校数	0校	3校

## (1) 「信頼される学校経営」 地域に開かれた活力ある学校

### ①学校経営品質向上活動の推進

- 保護者、地域住民からの信頼を確保していくために、学校評価の仕組みの充実を図り、各学校が三重県型学校経営品質※を取り入れて、自校の「強み」を伸ばし「弱み」を改善し、目指す「学校像・子ども像」の実現に向けた計画的・継続的な取り組みを推進します。
- 校内組織のスリム化や会議等の精選、業務効率の改善を行い、教職員が指導力を発揮し、自信とやる気を持った学校づくりを進め、組織全体の能力を高められるよう、学校運営体制の見直しと改善に努めます。
- 学力調査やその他の調査や手法も取り入れて、子どもの観察、対話等を心掛け、表面に現れない心の声などにも留意しながら、子どもの実態を十分把握し、柔軟に対応できる「学習者（子ども）本位」の教育体制づくりを推進します。
- 「強み」を活かした特色ある学校づくりを目指して、教職員、保護者、地域住民が協働して取り組むとともに、予算的な措置なども保障し、学校の裁量権の拡大に努めます。
- P T A活動の見直しと活性化及び教育協議会との協働を図り、価値観や目標を共有し、保護者・地域住民のニーズをふまえた地域社会と調和した学校づくりを進めます。

### ②積極的な学校情報の公開・発信

- 「学校経営の改革方針」やその達成状況をはじめ、教育活動その他学校運営に関する情報の、通信やホームページ等による保護者や地域の方々への積極的な提供に努めます。
- 目指す「学校像・子ども像」の共有とその実現に向けて、教育協議会をはじめ学校教育活動のパートナーの人々との計画的な対話の場の設定に努めます。

## (2) 「教育支援体制の充実」 子どもとともに伸びる教職員

### ①教職員の意識改革

- 意見箱の設置やアンケートなどを実施し、積極的に保護者や地域の意見を取り入れ、積極的に改善活動に取り組みます。
- 子どもの創造性を喚起する、創造性あふれた授業の実施に努めます。そのために必要な柔軟な感性と創造力を持った教職員を育成します。
- 他職業の体験をはじめ、多分野における社会体験を実践するとともに、互いに学びあい、教職員一人ひとりが広い視野からの専門性を身につけて指導力や見識の幅を広げます。
- 学校生活及び社会生活を送るうえでのモラル意識の高揚と危機管理意識の向上を図るため、教職員一人ひとりの自覚を促すとともに、教職員どうしが互いに意見を言いあえる関係を築くように努めます。

### ②教職員の資質向上

- 教材や資料、先進校の研究など、欲しい情報が手に入る情報センター機能を充実させ、教職員の資質向上を支えるサポート体制づくりに努めます。
- 各種研修体制の充実のため、資料の保存・活用ができる集中管理の役割を持てるようソフト面、ハード面で整備し、センター化を図ります。
- 「教職員育成支援システム※」等の取り組みにより、一人ひとりの教職員の能力開発と資質の向上を図り、指導力を向上させるために校内での研修を充実させます。
- 校内における相談・協力体制の充実とともに専門機関にも相談できるシステムを構築するなど、教職員のメンタル面でのケアの体制づくりに努めます。

### ③学校組織体制の充実

- きめ細かな学習指導を行うためのチームティーチング※や少人数指導の質の向上を図るとともに、市単独の教職員の採用・配置等の検討や図書館ボランティア・学習ボランティア等の活用などにより、きめ細かな学びを支えるための教職員の人的配置に努めます。
- 保幼、幼小、小中などの人事交流や一定期間の研修機会を設けるなど、学校種間や隣接市との人事交流を推進します。

### ④教育相談機能の充実

- 教職員のメンタルヘルスの体制を子どものより健やかでゆたかな心を育てるための、教職員の「心」づくりに努めます。
- 心の教室相談員やスクールカウンセラー、学習生活相談員等の全校配置や巡回相談の充実等により各学校内の相談機能の充実を図ります。
- 通級指導教室や教育研究室、子ども総合センターにおける、相談業務の連携強化を図ります。

### (3) 「学校施設・環境」 みんなが誇れる学校

#### ①多くの人が利用しやすい学校施設の整備

- 利用しやすい学校づくりを目指し、バリアフリーやユニバーサルデザイン※の視点を取り入れた学校施設の改修、新設などを推進します。
- 外国語併記の案内板を整備するなど、多文化共生に対応できる学校施設づくりを進めます。
- 子どもの居場所づくりの一環として「放課後子ども教室※」などへの学校開放を進めるとともに、学童保育所の施設整備や設備の充実を図るなど、放課後生活の子どもの安全と活動を考慮した環境づくりに努めます。

#### ②安全で安心できる学校施設づくり

- 防犯カメラの適正な設置、校舎警備の充実など、学校地内における子どもの安全を確保する環境整備を推進します。
- 校舎や体育館など、安全で安心できる学校施設づくりに努めます。
- 子どもが清潔で衛生的な学校生活を送ることができるよう、給食室やトイレ、手洗い場などの施設・設備の充実にも努めます。

#### ③学ぶ意欲のわき出す学校づくり

- 体験学習の一環として自然材を使ったベンチづくりなどを学習活動のなかに積極的に取り入れていくなど、自然材を活かした施設づくりを進め、子どもが落ち着いて学ぶことのできる環境整備に努めます。
- e黒板※の導入やICT※の活用、学校図書館のデータベース化・ネットワーク化等、施設・設備の整備を進めます。
- 学校間での貸し借りが可能な場合については、複数校での学習機器の共有化を検討しながら、学習効果を高めるため学習機器の一層の充実に努めます。
- 学校に隣接する山や森、川などを整備したり、学習園や生物の生息・生育空間（ビオトープ※）等を整備したりして、身近な自然とふれあう場の充実に努めます。
- 学校給食については望ましい学校給食のあり方について検討を続けます。

#### ④充実した環境づくり

- 校内LAN※など情報通信基盤の整備と併せて、教職員一人に一台のパソコン配置や持ち運びのできるPDA※の導入など情報通信端末の整備を進めるとともに、学校間や、教育委員会と各学校を結ぶネットワークシステムの構築を図り、情報化に対応した環境づくりを進めます。
- 学校が地域の情報発信の拠点となり得るよう例えば学校図書館、ワークスペース、普通教室等へのパソコン設置など、学校内の情報機器の充実を図り、学校のどこからでも情報が得ら



れ、情報を発信できるような環境づくりに努めます。

- 豊かな情操と創造力の養成を図るため、子どもの作品はもとより、優れた芸術家による質の高い美術作品などを展示するための設備・備品の充実に努めます。
- 学校のなかの空間を子どもの作品や絵画・陶芸品等を展示するギャラリースペースに活用したり、地域の資料を展示活用できるようにしたりしてスペースの利用・工夫に努めます。
- 少人数教室や相談室を整備するなど、学校施設の充実に努めます。

## (4) 「通学区域の検証と安全確保」 安心して通える学校

### ①通学区域の検証

- 学区の再編や学校通学区域の再編成については、学校の特色や地域とのつながりの問題など、各学校が置かれている状況をさまざまな角度から検証し、長期的な視点に立って慎重に検討します。

### ②通学区域制度の弾力化

- 通学区域特認校については、成果を検証し、また、就学指定校の変更や区域外通学については個々の実情に応じ柔軟に対応するなど、通学区域制度の弾力的な運用を図ります。

### ③通学路の安全確保

- スクールバスの運行については、通学路の安全確保の点から今後のあり方を検討するとともに、校外学習の移送手段としての利用など、活用の拡大化を検討します。
- 通学路における交通事故や災害の起きる可能性が高い危険箇所や、不審者に狙われやすい場所などの把握と周知徹底に努めるとともに、登下校中の防犯対策の取り組みとして学校や青少年総合支援センターによるパトロールだけでなく、警察や保護者、地域住民の協力を得つつ子どもの通学時の安全確保に努めます。

### ④安心安全な学校

- 各学校が危機管理マニュアルを見直すとともに、計画的に防犯・防災訓練を実施することを推進します。また、警察等の協力を得て防犯教室等を実施し、安全教育を推進します。

## (5) 「学校と家庭との連携づくり」 あたたかく見守られる子ども

### ①家庭と学校の密な連携体制づくり

- P T Aをはじめとして、保護者の学校行事への参加をより増やすなど、学校と保護者との交流の拡大を図るとともに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）※の活用により、保護者に学校の運営にかかわってもらうようなしくみづくりに努めます。
- 「学校配信メール」等を活用しながら、きめ細かで、かつ知りたい情報を的確、迅速に伝えることのできる、家庭・保護者との連絡体制の確立を図ります。
- 学校は教育方針や特色ある教育活動などについて、保護者に十分説明して理解を得るとともに、各方面からの建設的な意見を十分参考にしながら教育課程の編成に努めます。また、学校は、責任を持って編成した教育課程が実際に教育成果を上げているかどうかを常に検証するとともに、その結果を公開し、説明責任を果たしていきます。
- すべての学校で子どもの活動や成長の状況を保護者に広く知ってもらえるよう、保護者会や P T A 総会、学校だより、ホームページによる情報提供など、情報発信の機会を質・量ともに充実させます。
- 外国につながる子の保護者との連絡をスムーズに行うため、各校への通訳の配置や翻訳サービスの拡充などを検討します。

### ②充実した学びを支える家庭環境づくり

- 一人ひとりの子どもたちが、充実した学校教育を受けることのできる家庭環境の確保を図るため、家庭環境づくりに向けた家族支援に努めます。
- 子育ての不安や悩みなどに関する保護者からの相談に的確に対応するとともに、必要に応じて、子育て支援講座等の開設や相談窓口の充実、電話による相談体制の充実など、個々のケースに応じた相談体制の充実に取り組みます。
- 家庭における生活習慣や望ましい食習慣、社会的なマナーのしつけをはじめとした家庭教育による基礎的な能力や資質の習得を促すとともに、家庭教育と学校での道徳や特別活動などを通じた学習が、互いに連携を図りながら取り組みを進めます。
- 幼児期からの基本的な生活習慣が確立できるよう、家庭教育の重要性について保護者を対象に啓発するとともに、園・学校が連携し一体となって取り組みます。

## (6) 「学校と地域との連携づくり」 地域とともに伸びる子ども

### ①地域における子どもの居場所づくり

- 子どもが放課後において、安全・安心できる環境のもと過ごすことのできる場を確保するため、地域内の「放課後子ども教室※」及び学童保育所などについて、増設及び充実を図ります。
- 子どもが成長した後は、地域社会に入って地域を担っていくことから、「亀山っ子市民宣言」※を広め、地域のさまざまな人たちと子どもとの活発な交流を積極的に進めます。

### ②地域との交流・連携

- 学校で行われるさまざまな活動への、高齢者など地域の人々の参加を進めることにより、地域との交流・連携を推進します。
- 各学校に設置されている教育協議会について、そのあり方を検討し、それぞれの教育協議会の充実を図るとともに、各教育協議会間の連携を進めます。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）※等の導入を進めます。

### ③地域の人材の活用

- 地域の多様な人材を活かして、子どもが郷土の自然や地域の伝統文化、地域産業などについて生きた学習ができるように、学校教育の場でのゲストティーチャーや学習ボランティアなどの登用を推進します。
- 地域の人材の学校教育への登用を進めるため、人材バンクの設置等を図るとともに、さまざまな分野における人材の発掘に努めます。
- 退職した教職員や、かつてPTAに携わった地域住民の方々など、地域における優れた教育力を持つ人材を、有効かつ最大限に活かす体制と場面づくりに努めます。
- 特定分野のエキスパートやプロのアーティストなどの人材を学校教育の場で活かす機会をつくるとともに、それら人材を活かした学習活動を推進します。

### ④地域の社会活動と連携した活動

- 地域の企業や事業所との連携による職場体験などを通じ、子どもの社会経験の蓄積を図るとともに、子どもの職業意識の高揚に努めます。
- 子どもの地域活動への参加を推進するとともに、学校も地域の行事や活動への協力を積極的に進めます。特に、地域が主催するさまざまな学習活動や高齢者とのふれあい交流活動、ボランティア活動などに、多くの教職員が子どもとともに参加し、子どもたちの活動を支援するよう努めます。

## ⑤子どもの安全の確保

- 来校者への対応や登下校時の安全確保、学校開放時における安全対策等について、地域や学校の実態に応じて適切に対応するよう努めるとともに、教職員全員が危機管理意識を持ち、共通認識のもと、家庭・地域・関係機関などと連携しながら、学校の安全管理体制の充実を図ります。

## ⑥家庭・地域・学校が一体となった子どもの育成環境づくり

- 学校の整備にあたっては、保護者や地域住民の意見なども聞きながら、学校施設が地域文化の中核として活かされるよう、地域の総合的な学習環境を考慮して計画的な整備を図ります。
- 学校は教育活動やその成果を公開し、地域や保護者の人々の理解を得ながら、必要な支援を積極的に求め、地域社会・家庭・学校の連携を深めて、地域の学校としてより一層開かれた学校づくりに努めます。
- 地域の人々の学校施設の積極的な活用を図るため学校開放に配慮した学校づくりを進めるほか、学校の教育活動に保護者や地域の人々の活力を積極的に導入・活用することができるよう、保護者等との意見交換や交流を行う場の確保に努めます。

## (7) 「教育機関の連携」 子どもの成長を支えるネットワーク

### ①学校間の連携体制の充実

- 市内の各学校が有するそれぞれの特色や立地環境などを互いに活かすため、教育体制の面での連携や教育内容の実施にあたっての交流・連携など補完・連携体制づくりを推進します。

### ②保幼小中高の連携

- 亀山市における各種学校において、保育所や、幼稚園から小学校、中学校、高等学校に至る一貫した教育のつながりを確立するため、子どもの情報などのきめ細かな連携のための体制づくりに努めます。
- 保・幼・小・中・高の教職員・保育者が、相互に連携しあい、互いの教育の場における交流などを通じて、亀山市としての一体的な教育を進める体制づくりに努めます。
- 保育所・幼稚園と小学校の連携の推進における、事例研究会など組織・体制面でのシステム化に努めます。
- 亀山市内の中学校・高校の連携した教育の推進や、小学校・中学校の一貫教育などについて、各方面の意見を聴取しながら検討を進めます。
- 幼稚園と保育所の連携については、就学前教育を担うという視点で検討していきます。

### ③広域的な連携による教育体制の強化

- 近隣市町の学校と連携した各種取り組みの推進や、県内他市町の学校との交流、及び県外の学校との交流など広域的な学校間の連携により、子どもの視野の拡大及び共通した教育課題への対応に努めます。

### ④教育関連部門・機関の体制充実

- 学校教育をはじめ、行政内における子どもに関する「社会教育（生涯学習）」、「子育て（福祉）」、「地域コミュニティ（市民サービス）」、「医療機関」など各種部門の連携による総合的な施策を推進します。
- 総合的な教育行政をさらに推進するため、教育委員会内の連携機能の充実を図り、人的及び施設的な整備を図ります。また、学校及び教職員の指導をさらに進めるため、指導主事の増員など体制の強化に努めます。

### ⑤社会教育、社会体育との連携

- 学校教育と社会教育、社会体育とが、学習の場や内容の一部を共有しながら一体となって活動を進める相互に教育力を高めながら開かれた学校づくりを推進します。
- 公民館や図書館、博物館や美術館等の文化施設、自然体験施設における学習プログラムを積

極的に活用するなど、社会教育との有機的な連携を進め、学校教育の活性化を図ります。

- 子どもが自らの興味・関心にそって、主体的に広く深く学ぶとともに、それを通して情報活用能力を高め、学び方を習得することのできる学習・情報センターとしての学校図書館を充実するため市立図書館とも連携し充実を図ります。
- 生涯スポーツの実現に向け進められている総合型地域スポーツクラブ※と、地域の団体・サークル等が連携して、子どもたちが身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるような環境づくりに努めます。

## 第5章 亀山市学校教育ビジョンの推進にあたって

### (1) ビジョンの推進体制について

本ビジョンの推進にあたっては、子どもたちに生きる力を身につけさせ、「めざす学校像・子ども像」の実現をめざすとともに、学校が家庭・地域と一体となって協働し、それを教育行政が効果的に支援することが必要です。

そこで、本市の教育施策の総合的な推進を図るため、保育所・幼稚園、小学校、中学校の職員等や庁内関係部署の職員等、保護者・地域の代表者等で構成する「学校教育ビジョン連絡調整会議（仮称）」を開催します。

### (2) ビジョンの進捗管理について

市内小中学校や関係機関等の状況を把握するとともに、「学校教育ビジョン連絡調整会議（仮称）」を開催することにより、本ビジョンの進捗状況について適正な進行管理に努めます。また、市内小中学校の学校評価等の結果を受けて、施策の実施効果等を検証し、施策内容の検討・見直しを行うことで、本ビジョンの推進を図ります。



# 参 考 資 料

## 亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱

平成23年10月1日

(設置)

第1条 亀山市の学校教育の基本方針及び目指す子ども像を明らかにする亀山市学校教育ビジョンを策定するため、亀山市学校教育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀山市学校教育ビジョンを策定するため必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 学校長の代表者
- (4) 幼稚園の園長の代表者
- (5) 保育所の所長の代表者
- (6) 学校の代表者
- (7) PTAの代表者
- (8) 市職員
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(顧問)

第7条 委員会に、顧問を置く。

2 顧問は、教育長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育研究室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

## 亀山市学校教育ビジョン策定委員会 委員名簿

【任期：平成23年10月1日～平成24年3月31日】

No	所属	名前	備考
1	三重大学教育学部教授	森脇 健夫	委員長
2	亀山市青少年育成市民会議 (公共団体の代表者)	不破 為和	
3	亀山東小学校 (小学校長の代表者)	村居 伸吾	副委員長
4	亀山中学校 (中学校長の代表者)	松岡 貴司	
5	亀山幼稚園 (幼稚園長の代表者)	川北 優子	
6	第二愛護園 (保育所長の代表者)	田辺 弥生	
7	亀山西小学校 (教職員の代表者)	武居 政敏	
8	PTA の代表者	大森 文男	
9	文化部長	川戸 正則	
10	健康福祉部長	山崎 裕康	

<b>亀山市学校教育ビジョン策定委員会 検討部員名簿</b>			
--------------------------------	--	--	--

No	所 属	役 職	名 前
1	文化スポーツ室	主任主査	小田 達也
2	共生社会推進室	主任主事	玉田 藍
3	まちなみ文化財室	主幹	山口 昌直
4	歴史博物館	主幹・学芸員	小林 秀樹
5	健康推進室	副室長	駒谷 みどり
6	農政室	主任主査	小林 恵太
7	子ども支援室	主幹・指導主事	飯場 寿美
8	子ども家庭室	主査	大平 守
9	亀山東小学校	教諭	三谷 宏子
10	亀山中学校	教諭	谷 伸
11	教育総務室	室長	上田 稔
12	学校教育室	室長	服部 裕
13	生涯学習室	室長	草川 吉次
14	市立図書館	館長	服部 美智子
15	教育研究室	室長	若林 喜美代

## 亀山市学校教育ビジョン策定経過

平成23年	8月	1日～12日	・学校教育ビジョン検討部会 第1回ヒアリング
	10月	11日～19日	・学校教育ビジョン検討部会 第2回ヒアリング
	11月	4日	・第1回学校教育ビジョン策定委員会
	11月	15日	・学校教育ビジョン検討部会
平成24年	1月	6日	・第2回学校教育ビジョン策定委員会

## 用語解説

### インクルーシブ教育

障がいのある子どもが、大半の時間を障がいのない子どもとともに通常の学級で包括的な教育を受けること

### かめやましファミリー読書リレー

学校図書館を起点に、本が入ったバックをバトンに家族間で読書のリレーを行う

### かめやまっ子給食

県内産、市内産の食材を多く使用した「生産者の顔の見える学校給食」

### 亀山っ子市民宣言

市民レベルで、目指す「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ、青少年の育成団体が共通の目標を抱きながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言（平成20年6月策定）

### 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

保護者や地域住民が、学校の方針決定や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与する新しいタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現する

### キャリア教育

子どもたち一人ひとりの望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

### 教職員育成支援システム

教職員の能力開発と組織の活性化を図るため、教職員自身による目標管理を通じた能力開発型の評価制度

### 校内LAN

学校の建物の中などにあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク

### 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態

### 情報リテラシー

メディアを使って必要な情報を収集したり判断したり表現したりする能力のこと

### 総合型地域スポーツクラブ

地域において地域住民の自主的な運営のもと子どもから高齢者までさまざまな人が参加できる総合的なスポーツクラブ

### 地産地消

地域「地域生産—地域消費」の略語で、地域でとれた農林水産物をできるだけ地域で消費しようという意味

### 中1ギャップ

小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象

### ティームティーチング

複数の教師で授業を行う指導形態

**ニート**

15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人をいう

**ビオトープ**

人工的に生物の生息環境を創造した空間

**ブックトーク**

テーマを決めて何冊かの本を聞き手に紹介すること

**放課後子ども教室**

小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりに向けた文部科学省の取り組み

**三重県型学校経営品質**

「日本経営品質賞」における「顧客本位の経営」や「継続的な自己改善」等の考え方を大切にしなが、各学校が「目指す学校像」の実現に取り組む手法。「強み」は長所。「弱み」は改善点や課題

**ユニバーサルデザイン**

人間が言語や利き手、障害の有無、老若男女等の差異を問わずに利用できる設計・工学デザイン。

**A L T**

Assistant Language Teacher : 外国語指導助手

**I C T**

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称

**P D A**

Personal Digital Assistants : 個人用の携帯情報端末



## 「亀山っ子」市民宣言

1. 「おはよう」「ありがとう」のいえる子
2. きまりや交通ルールを守る子
3. 運動や読書に親しむ子
4. 力を合わせて仕事をする子
5. 人やものを大切にする子
6. 未来に夢を持ち続ける子



発行 平成 24 年 3 月 三重県亀山市

編集 亀山市教育委員会教育研究室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5077 FAX 0595-82-6161

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/>